

令和5年第10回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会
(令和5年12月27日)

召集年月日 令和5年12月27日(水)

召集の場所 おおい町総合町民センター 第2会議室

開会 令和5年12月27日 午後2時57分

閉会 令和5年12月27日 午後3時16分

出席委員(13名)

1番 細川正博	2番 松尾豊(会長)	3番 渡邊典子
4番 岩崎誠一	5番 桑田一広	6番 森和哉
7番 谷口新市	9番 松井厚雄(職務代理)	10番 早川直助
11番 塩野鐘吉	12番 小原悟	13番 古池洋子
14番 國久博一		

欠席委員(1名)

8番 松尾光繁

出席事務局

局長 小西守	次長 門野幸文	書記 藤原昭洋
		林亜久里
		中塚淳子

提出議案

議案第34号 現況証明について

議案第35号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画審議について

議案第36号 旧農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画について

局長 皆さんご苦労様です。
ただ今から、令和5年第10回おおい町農業委員会を開催いたします。
本日の日程についてご案内をさせていただきます前に
8番松尾光繁委員より欠席の連絡を受けております。
本日の議案について、あらかじめお届けさせていただいて
おります3議案を予定しております。
それでは開会にあたりまして、会長から開会のあいさつ
をいただきたいと存じます。
会長、よろしく願いいたします。

会長 本日は、令和5年第10回おおい町農業委員会を招集
させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、
ご出席頂きまして誠にありがとうございます。
それでは、本日上程します議案について、慎重審議いた
だきますようよろしくお願い申し上げます。

[開 会]

議長 それではただ今から議事に入ります。
本日の出席委員は、13名でございまして、おおい町農
業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたしま
す。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせ
て頂きます。

[日程 1]

議長 日程1 会議録署名委員の指名についてであります
が、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょ
うか。

(異議なし)

議長 それでは 1番 細川委員さんと 12番 小原委員さ
んを指名いたします。

[日程 2]

議長 日程2 議案第34号 現況証明について を議題とい
たします。議案の内容について事務局から説明をお願いし
ます。

局 長

はい、議長

議案第34号は、〇〇の〇〇〇〇氏が登記上農地である土地の現況が非農地であることの証明を求める申請でございます。詳細は書記に説明させます。

中塚書記

はい、議長

(議案第34号資料説明)

申請者は、登記上農地の現況が農地以外となっているとして、今回の現況証明を申請しております。

この申請について、「福井県農地関係事務処理要領」に基づき、農業委員3名及び事務局職員で現地確認を行いました。

当該農地の状態等につきましては、本日お手元に配布しました現地調査報告書のとおりです。

当該農地は報告書のとおり現在砂利が敷かれている状況です。こちらは、平成〇年に〇〇〇〇の町道新設工事の残土の土捨て場として使用されていまして。資料2ページの交付基準に記載のとおり町の公共工事によるもので、転用許可が不要であるため、地目変更するための現況証明が申請されました。

議 長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

桑田委員

はい、議長。

こちらは20日に塩野委員及び松尾会長と3名で現地を確認いたしました。現地確認の結果、報告書記載のとおり土地全体に砂利が敷かれており、農地でない状態であることを確認しましたので、交付基準の「農地法に規定する転用規制の例外に該当するもの」に合致しており、農地でない旨の証明をすることが適当であると判断いたしました。

議 長

ご報告ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

細川委員

現地調査報告書はどういう状況で出す必要があるのか。

局長 お手元にお配りさせていただいております現地調査報告書は、農業委員会事務局で作成した書類でございます。現地調査結果を踏まえて、現地を確認した次長の押印、藤原書記の押印、現況証明に立会いして頂いた農業委員3名様を記載し整備したものです。

細川委員 わかりました。
今後、課税地目は何になるのか。申請人に説明はされているのか。

局長 事務局からは農地でないという証明を発行しまして、法務局の手続き上は地目変更を行うこととなります。登記官とのご相談になりますが、地目は雑種地になるかと思いません。

細川委員 農地でないということは例えば林野とか調査しているとたくさんあると思うが、そういうのも今後、順次こういう形でやっていく予定なのか。今回、こういう形で申請があったということは、今後、使う予定があるからだと思うがそうでないのであれば、今後どうなるのか教えていただきたい。

局長 なぜ今回、現況証明で申請されたかと申しますと、所有権移転を行いたいということで、農地から外した後に所有権移転される手続きになります。前段でご質問がございました今後どうするかにつきましては、申請がなされた時点で事務局が現況証明を行うということで、こちらから農地でないと勧めることもできますが、農地所有者様と齟齬が生じる可能性がございますので、申請に基づきまして現地を確認させていただいた後、手続きに入らせていただきたいと考えております。金網柵の外にある山林で森林の様相を呈しているような状況が見受けられるようでしたら、農地でないという証明をさせていただくこととなります。

細川委員 わかりました。

議長 ほかにご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第34号 現況証明については、申請内容を認め、非農地とする証明を発行することといたします。

[日程 3・日程 4]

議長 日程3 議案第35号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画審議についてを議題といたします。

この案件は、日程4 議案第36号 旧農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画について と併せておおい町長から同意及び意見を求められたものでありまして、2議案を一括審議といたします。

なお、この案件につきましては、私はおおい町農業委員会会議規則第10条 議事参与の制限の規定により、一時退席となりますので、その間、松井職務代理に議長をお願いいたします。

(意見なし。松尾会長退席)

(松井委員、議長席へ)

松井委員 それでは、事務局から報告をお願いします。

局長 議案第35号は所有者と農地中間管理機構の間で利用権を設定するものであります。

議案第36号は、農地中間管理機構から受け手となる各農業者に貸し付けるにあたり、農地の配分計画について意見を求められているものであります。詳細は書記に説明させます。

中塚書記 はい、議長。

(議案第35号、第36号資料説明)

今回はすべて福井県農地中間管理機構を通した設定となっております。始期は全て令和6年3月31日からで、令和16年3月31日までの10年間の新規設定が4件、令

和 2 5 年 3 月 3 1 日までの 1 9 年間の新規設定が 1 件でござい
ます。担い手は「配分先」欄に記載のとおりです。

松井委員 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につ
きまして、農地委員さんに現地確認をして頂いております
ので、ご報告願います。

桑田委員 　　はい、議長。
　　こちらも 2 0 日に塩野委員と現地を確認いたしました。
　　いずれの農地も利用権が設定されることに問題ない農地
であることを確認いたしました。

松井委員 　　ご報告ありがとうございました。
　　ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告
がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

松井委員 　　ご意見、ご質問がないようですので、議案第 3 5 号及び
議案第 3 6 号について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

松井委員 　　賛成全員でございしますので、日程 3 議案第 3 5 号 旧
農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用
地利用集積計画審議については、町へ同意することとし、
日程 4 議案第 3 6 号 旧農地中間管理機構の推進に関す
る法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画に
ついて は、特段の意見なしと町へ回答することといたしま
す。

　　審議が終了しましたので、松尾会長の入室をお願いします
す。それでは、議長職を松尾会長と交替いたします。

(松尾会長入室)

(松井委員自席へ)

議 長 　　それでは、これをもちまして上程した全ての日程を終了
し、令和 5 年第 1 0 回の委員会を終了いたします。慎重審

議ありがとうございました。